（その１）

# （平成 28 年分）収　支　報　告　書

整理番号 3799

（ふりがな）
1 政治団体の名称
（てっせいかい）
徹政会

2 主たる事務所の所在地

岩手県一関市上大槻街５番３８号

3 代表者の氏名

黄川田　徹

4 会計責任者の氏名

小野寺　二男

事務担当者（収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名・電話）

（氏名）小野寺　二男

（電話）0191-21-1820

（受付印）
岩手県
29.5.31
選挙管理委員会

**政治団体の区分**

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

**活動区域の区分**

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

**資金管理団体の指定の有無**

- ☑ 有
  公職の種類 衆議院議員
  資金管理団体の届出をした者の氏名 黄川田　徹
- ☐ 無

**資金管理団体の指定の期間（※１）**

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※１　報告対象年の１月１日から12月31日までの間に資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

**国会議員関係政治団体の区分**

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　黄川田　徹

公職の種類　衆議院議員

**国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間（※２）**

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※２　報告対象年の１月１日から12月31日までの間に国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

（その２）

# 収　支　の　状　況

## １　収支の総括表

| | |
|---|---|
| 収　入　総　額 | 2,501,141円 |
| （前年からの繰越額） | 2,500,914 |
| （本年の収入額） | 227 |
| 支　出　総　額 | 0 |
| 翌　年　へ　の　繰　越　額 | 2,501,141 |

## ２　収入項目別金額の内訳

| （1）　個人の負担する党費又は会費 | |
|---|---|
| 金　額 | 0円 |
| 員　数 | 0人 |

| （2）　寄　附 | | |
|---|---|---|
| ア　寄附（イを除く。）の区分 | 金　額 | 備　考 |
| （ｱ）　個人からの寄附 | 0 | |
| 〔うち特定寄附〕 | 0 | |
| （ｲ）　法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| （ｳ）　政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小　計　（ｱ）＋（ｲ）＋（ｳ） | 0 | |
| 〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕 | 0 | |
| イ　政党匿名寄附 | 0 | |
| 合　計　（ア＋イ） | 0 | |

注）　「寄附」による収入がある場合は、（その７）の記載が必要です。

（その６）

| (6)　その他の収入 | | |
|---|---|---|
| 摘要（1件10万円以上のもの） | 金　　額<br>十億　百万　千　円 | 備　　考（年月日等） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| この頁の小計 | 0 | 〃 |
| 1件10万円未満のもの | 227 | 〃 |
| 合　　計 | 227 | 〃 |

注1)　その他の収入とは、個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入です。（例　預金利子）

注2)　1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を個別に記載し、10万円未満のものは一括して金額を記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

| 項目 | | 金額 | 備考<br>本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 経常経費 | (1) 人件費 | 十億 百万 千 円<br>0 | 0 | |
| | (2) 光熱水費 | 0 | 0 | |
| | (3) 備品・消耗品費 | 0 | 0 | |
| | (4) 事務所費 | 0 | 0 | |
| | 小計 | 0 | 0 | |
| 2 政治活動費 | (1) 組織活動費 | 十億 百万 千 円<br>0 | 0 | |
| | (2) 選挙関係費 | 0 | 0 | |
| | (3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア＋イ＋ウ＋エ） | 0 | 0 | |
| | ア 機関紙誌の発行事業費 | 0 | 0 | |
| | イ 宣伝事業費 | 0 | 0 | |
| | ウ 政治資金パーティー開催事業費 | 0 | 0 | |
| | エ その他の事業費 | 0 | 0 | |
| | (4) 調査研究費 | 0 | 0 | |
| | (5) 寄附・交付金 | 0 | 0 | |
| | (6) その他の経費 | 0 | 0 | |
| | 小計 | 0 | 0 | |
| 合計 | | 0 | | |

注)　支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは各項目の備考欄に金額を記載し、さらに（その16）にも内訳を記載してください。

（その17）

# 資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

注）　有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに（その18）に記載してください。

（その20）

# 宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）



領収書等の写し

② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 5 月 31 日



政治団体の名称　　徹政会

会計責任者の氏名　　小野寺 二男　　印

※代表者の氏名　　印

（解散する場合のみ記入すること）

注1）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

注2）　「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に記名押印又は署名し、署名は必ず代表者本人が自署すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。

# 政治資金監査報告書

平成29年5月30日

徹政会
代表　黄川田 徹 殿

登録政治資金監査人　菅原弘志　菅原

登　録　番　号　　第２１６１号
研修終了年月日　　平成21年2月6日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、徹政会の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) わたしの責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、徹政会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

徹政会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、徹政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上